

東社協福第1233号

平成21年3月4日

Fax 03-3503-7894

厚生労働省 老健局 振興課 御中

東京都新宿区神楽河岸1番1号

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

高齢者施設福祉部会 部会長 高原 敏夫

「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う
介護保険法施行規則の改正」への意見提出について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成21年2月3日付で意見募集されている標記の件につき、別紙の
とおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

○ 高齢者施設福祉部会 制度検討委員会

本高齢者施設福祉部会は、東京都社会福祉協議会に所属する都内の452か所
(平成21年2月現在)の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
(経過型軽費老人ホーム(A型、B型)、ケアハウス)で組織しています。

部会では、「会員が相互にサービスの質を高め、広く都民に信頼される存在と
なり、さらに東京における利用者主体の高齢者福祉事業の進歩発展を図ること」
を目的として、提言、研修、調査研究、その他連絡調整活動等を行っています。

お問合せ先：東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当(梅本)

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7172

FAX 03-3268-0635

「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う
介護保険法施行規則の改正」に関する意見について

1 法令遵守責任者の職務の範囲について

人材が豊富である大規模な法人はともかく、地域に根ざして運営されている比較的小規模な多くの社会福祉法人では、法務担当者を置くのは簡単ではない。

ただし、法令を守ることは当然のことであるため、今回の改正の趣旨を踏まえた法令遵守責任者の職務範囲を明確にするとともに、介護保険事業や老人福祉法に関わるところの法令遵守の責任者と位置づけることが望ましい。

2 事業所・施設数の区分について

予防関連事業は制度としては1つの事業であっても、実際の運営では併設され、一体的運営がなされている場合が少なくない。

事業所数の区分の算出要件について、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図る上から、本体事業と一体的に運営されている場合は、1事業所とすることが現実的である。

3 適正な基準適用について

全国展開の営利企業による法令違反を契機として、今回の改正が行われると理解している。業務管理体制の整備の基準では、事業所・施設数により三区区分して、区分に応じた体制を求めている。

しかしながら、実際の運用にあたって都道府県の実地指導等で制度以上の体制を求められることがこれまでに見聞されているところである。くれぐれも改正趣旨の過大な解釈による指導が行われないよう地方自治体への周知徹底を求める。

4 利用者本位の法令遵守に向けた人員基準及び報酬の適正化

国は介護保険給付の適正化を迅速に進めているところである。公費である保険給付が適正に無駄なく効果的に適用されることはもっともなことである。

しかしながら、特別養護老人ホームの場合、現状の介護・看護職員の人員

配置基準（3：1）では労働基準法に合った勤務ローテーションを組むことが困難なことから、多くの場合、基準を上回る職員の配置を行っている。

にもかかわらず、超過勤務手当や有給を適切に取得できないなどの問題等も少なくなく、労働基準法上の問題がある事例も散見されている。

加えて職員の間人として当然のライフサイクル上において（出産、育児、介護、傷病時など）、職員体制の面から休暇取得が難しく、結果として昨今の人材問題にもつながっているといえる。

国は、今回の改正に伴い、労働基準法上の法令遵守が実質的に可能な人員基準の改定を行うとともに、報酬についても労働基準法を遵守しうる人員が確保される水準を実現すべきである。

5 医療ケアをめぐる法令遵守について

特別養護老人ホーム利用者の重度化により、医療ニーズの高い利用者が年々増加している。しかしながら、特別養護老人ホームの医療体制の基準は措置時代と大きく変わっていない。

このため、痰の吸引をはじめとする医療ケアを現実には介護職員が担っている実態も少なくない。このことも法令遵守の面において、関係者からは長らく課題として認識されているところである。

単に「医療的ケア」と位置づけ、従来できないとされてきたケアを介護職員が対応できるよう求める動きもある。利用者の安全を考えると、器具の使用等を看護職員と同様に行えるようにすることでよいのか疑問の残るところである。

法令遵守を強力に推進するにあたって、善意から法令に違反したり、利用者の状況に直面しやむを得ず法令違反せざるを得ない状況が解消できる体制を整備することが必要といえる。